

仕 様 書

- 1 役務名：消火ポンプユニット等保守点検役務
- 2 役務場所：勇払郡安平町東早来番外地 陸上自衛隊早来燃料支処構内
- 3 役務概要：#7消火ポンプユニット（6ヶ月点検・1年点検） 1式
#33消火栓ポンプ（6ヶ月点検・1年点検） 1式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、早来燃料支処構内における「消火ポンプユニット等保守点検役務」について適用する。
- (2) 本役務は危険物取扱に関する規制を受けている施設であり、消防関係法令等を遵守し、安全確実に実施するとともに火災予防には万全を尽くすものとする。
- (3) 実施に先立ち、契約業者は役務工程表と共に関係書類を監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (4) 本仕様書の内容に相違又は疑義等を生じた場合には、すべて監督官と協議し、監督官の指示により、関係法令及び部隊側の定めた規則に基づき行うこと。但し、契約金額及び工期の変更は行わない。
- (5) 本役務に使用する電気、機械工具等は、すべて契約業者にて準備すること。
- (6) 役務写真は役務の着手前、作業中及び作業後並びに隠ぺいとなる箇所、その他監督官の指示する役務写真を整理（A4縦サイズ）して提出する。
- (7) 現場及び許可された場所以外の立入りは厳禁とする。
- (8) 役務終了に際しては、速やかに現場の後片付け、清掃等を行う。
- (9) 本役務により発生した廃棄物については、契約業者側において関係法令等に基づき適切に処分するものとする。
- (10) 役務完了後1年における役務実施上の不備による損傷等は、契約業者の負担として無償で修復しなければならない。

5 特記事項

- (1) 点検対象機器
ア #7消火ポンプユニット（認定品 No. PB9-01-01号）

消火ポンプユニット		型番	6D24T		
		製造会社	株式会社 アルティア		
内燃機関（エンジン）		電動機（モーター）		ポンプ	
型式	6D24T	型式	全閉外扇形	型式	250×150JNM&E
燃料	軽油 JIS 2号	定格電圧	400V	口径	φ250×φ150mm
クラッチ型式	遠心クラッチ	定格電流	230A	吐出量	5700L/min
冷却方式	ラジエター式水冷	周波数	50Hz	揚程	75m
総排気量	11,945cc	極数	4P	製造者名	荏原
出力	141kW	出力	132kW		
製造会社	三菱	製造会社	東芝		

イ #33消火栓ポンプ（認定品 No. PUA2-03-04号）

形式	KTK505C5.5T		
機器番号	FPU-1	製造会社	川本製作所
電動機（モーター）		ポンプ	
型式	全閉外扇屋内形	型式	MLC8117Z
定格電圧	200V	口径	φ50×φ40mm
定格電流	22.3A	吐出量	300L/min
周波数	50Hz	揚程	64m
極数	2P	製造会社	川本
出力	5.5kW		
製造会社	富士電機		

(2) 点検項目及び内容

ア 6ヶ月点検

(ア) #7消火ポンプユニット

a 内燃機関（エンジン）

消防法第14条の3の2に基づく消防危第48号（平成3年5月28日）別記11-3「泡消火設備点検表」による点検項目の内燃機関欄に記述する各項目の点検内容及び点検方法を準拠するとともにメーカー等の推奨する点検を適正に行うものとする。

b 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置

消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第5「泡消火設備の点検基準」による1機器点検の点検項目（2）ア（ア）・（ウ）・（エ）・（オ）・（カ）に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。

その際、別表第5の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。

c 付属機器等

消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、上記（2）点検項目及び内容のア（ア）a、bに基づき、適正に行うものとする。

(イ) #33消火栓ポンプ

a 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置

消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第2「屋内消火栓設備の点検の基準」による1機器点検の点検項目に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。

その際、別表第2の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。

件名	消火ポンプユニット等保守点検役務				図番	1/2
図面種別	仕様書				縮尺	
支処長	総務科長	営繕班長	営繕専門官	消防設備点検資格者	設計	
陸上自衛隊早来燃料支処総務科営繕班				令和5年6月20日		

b 付属機器

消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、前記（2）点検項目及び内容のア（イ）aに基づき、適正に行うものとする。

イ 12ヶ月点検

(7) #7消火ポンプユニット

a 内燃機関（エンジン）

消防法第14条の3の2に基づく消防危第48号（平成3年5月28日）別記11-3「泡消火設備点検表」による点検項目の内燃機関欄に記述する各項目及び消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第24、別記様式第24「非常電源（自家発電設備）」による点検項目の内容、方法を準拠するとともにメーカー等の推奨する点検等を適正に行うものとする。その際、エンジン本体のバルブクリアランス点検、サーモスタット作動点検及び遠心クラッチ点検についても確実に適正に行うものとする。

b 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置

消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第5「泡消火設備の点検基準」による1機器点検の点検項目（2）ア（ア）・（ウ）・（エ）・（オ）・（カ）に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。

その際、別表第5の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。

c 付属機器等

消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、前記（2）点検項目及び内容のア、イに基づき、適正に行うものとする。

d 交換部品等

項目	部品等名称	規格等	数量	単位
ポンプ	グランドパッキン	90×119×14.5	6	個
ポンプ	カップリングゴム	28M	8	個
エンジン	エンジンオイル	マルチランナー-DH-1 CH/CF-4 10W-30	35	リットル
エンジン	オイルエレメント	ME180514	1	個

(イ) #33消火栓ポンプ

a 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置

消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第2「屋内消火栓設備の点検基準」による1機器点検、2総合点検に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。その際、別表第2の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。

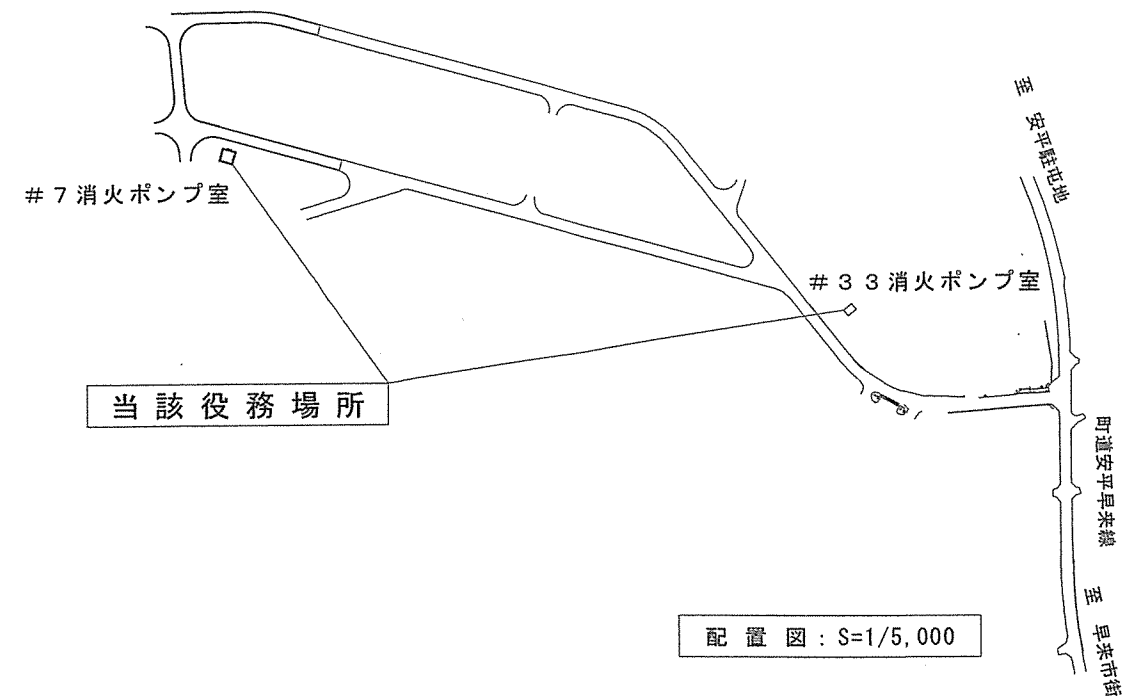
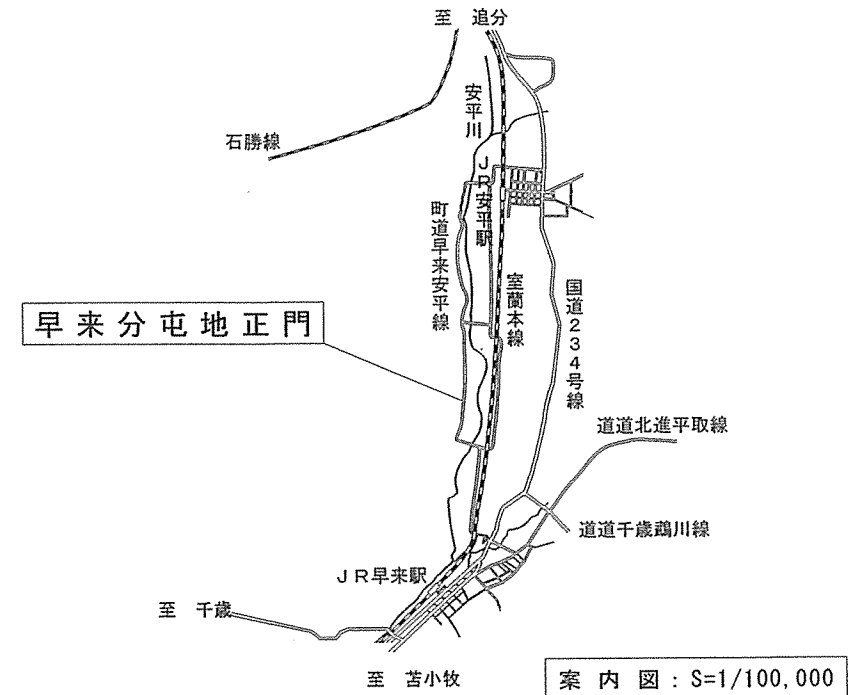
b 付属機器等

消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、前記（2）点検項目及び内容のア（イ）aに基づき、適正に行うものとする。

(3) 点検結果報告書

6ヶ月点検、1年点検をそれぞれ終了毎に、速やかに点検結果報告書を2部提出すること。

(4) 本役務により使用する燃料（軽油）は官側にて支給するものとし、交換部品及び消耗品等については、契約業者の負担とする。



件名	消火ポンプユニット等保守点検役務	図番	2/2
図面種別	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊早来燃料支処総務科営繕班		令和5年6月20日	